

「特例ゴールド集落」とは
令和2年度にゴールド集落であって、令和3年度にゴールド集落の指定から外れた自治会をいいます。活用できる支援事業に限りがあります。

「ゴールド集落」とは
毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された70歳以上の人口割合が、50%以上の自治会区域のことで、本市独自の呼称です。

ゴールド集落支援

市では、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落などについて、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、さまざまな支援事業を展開しています。

地域	ゴールド集落(70自治会)	特例ゴールド集落(7自治会)
川内	楠元下、瀬戸、永野段、高貴、高牧、東手、網津中、宇都、川底上、水引東団地、小麦川、白浜、麓、十原、天神、上野(寄田)、役田、西川内、小川、上大迫、都合、一条殿、長野(吉川)、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門 (28自治会)	尾原、瀬戸地、土川、浦小路 (4自治会)
樋脇	上藤本、菖蒲ヶ段、下牛鼻、岩下、上牛鼻、上野下、城後、笹原、鍋原、平田、田代、上之原、下村、子田形、笹ヶ迫、木下 (16自治会)	上段後 (1自治会)
入来	松山、麓上、山下、草渡、水戸 (5自治会)	舟越 (1自治会)
東郷	城ヶ原、山ノ口、笹野、向花園、鳥丸上、堀、大久保、中津保、本俣 (9自治会)	向江原 (1自治会)
祁答院	矢立、中、滝間、菊地田 (4自治会)	-
上甑	瀬上、桑之浦、中野 (3自治会)	-
下甑	岡、上、下、内川内、瀬尾 (5自治会)	-

※令和3年度のゴールド集落、特例ゴールド集落には3月中に申請書などを送付しています。それぞれの手続きには申請期限があります。ご注意ください。
※令和2年度特例ゴールド集落であって、補助金の確定通知を受けた自治会は、活用できなかった補助金の残額分を令和3年度に限り、申請(活用)できます。

スポーツ安全保険への加入

スポーツ安全保険は、スポーツやボランティア活動中に発生した事故に対して補償する制度です。万が一に備えてぜひご加入ください。

保険期間 / 4月1日～翌年3月31日
※4月1日以降に掛け金を納入した場合は、掛け金納入の翌日～翌年3月31日
対象 / スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う4人以上の団体やグループ
申込方法 / 本庁スポーツ課、各支所、サンアリーナせんだいなどに備え付けの申込書に必要事項を明記の上、鹿児島銀行か郵便局の窓口で申し込み
※インターネットによる申し込みも可能です。

※詳しくはスポーツ安全協会ホームページを確認ください。
本庁スポーツ課スポーツ振興課 G(☎54335)



▲スポーツ安全協会HP

住宅などに関する各種補助金制度

事前相談・受付・問合せ先 / 本庁建築住宅課建築指導G (☎3642・3643)

補助金	補助対象者(条件を全て満たす方)	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金	・本市に住所を有する方 ・改修工事を行う住宅に居住し、所有する方 ・市税を滞納していない方	・住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを除く)が、20万円以上の工事で、市に登録している市内の業者に依頼する工事	補助率 / 20% 補助上限額 / 15万円	5/11(火)～24日(月) ※土・日曜日を除く ・受付件数は、400件程度(ただし、受付期間中に予算の範囲を超えた場合は、抽選) ・申請方法 原則郵送 5/24(月)必着
②危険廃屋等解体撤去促進事業補助金	・市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを除く)が30万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事	危険廃屋 / 補助率3分の1で、上限30万円 景観支障廃屋(甑島・伝建地区) / 補助率2分の1で、上限45万円	4/19(月)～ ・受付は、先着35件程度
③危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金	・市内に所在する危険ブロック塀などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを除く)が10万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事 ・道路などに面し、かつ高さが1m以上の危険なブロック塀などを解体撤去する工事	補助率 / 50% 補助上限額 / 20万円	4/19(月)～ ・受付は、先着10件程度
④木造住宅耐震診断・改修工事補助金	・耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 ・市税を滞納していない方	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	耐震診断 / 対象経費の3分の2で、上限9万円 耐震改修工事 / 工事に要する経費の10分の8で、上限100万円	耐震診断 / 4/19(月)～9/30(木) ・受付は、先着8棟 耐震改修工事 / 5/11(火)～9/30(木) ・受付は、先着3棟
⑤がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	・安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 ・前記を行い、本人または親族が金融機関からの借入れを行って、移転先の住宅建設、購入または改修をされる方(利息補給を受ける場合) ・市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 ※防災工事が完了している場合は対象外	危険住宅の除却費 / 上限額97万5千円(実費補助) 安全な住宅の建設、購入および改修、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息額 / ・建設、購入および改修上限額 / 465万円(利息補給) ・土地取得上限額 / 206万円(利息補給) ・敷地造成上限額 / 60万8千円(利息補給)	随時 ※予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までにご相談ください。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て
※いずれの補助金についても、交付決定前に工事などの事業に着手した場合は、補助金は交付されません。
※詳細については、市ホームページ上で確認するか、問い合わせください。

令和3年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧

縦覧できる方 / 固定資産税(土地および家屋)の納税者およびその代理人
※土地のみ所有の方は家屋価格等縦覧帳簿を、家屋のみ所有の方は土地価格等縦覧帳簿を縦覧することはできません。
縦覧帳簿・記載内容
▼土地価格等縦覧帳簿 II 土地の所在・地目・地積・価格
▼家屋価格等縦覧帳簿 II 家屋の所在・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・価格
期日 / 4月30日(金)まで
※土・日曜日、祝日は除く
時間 / 8時30分～17時15分
所 / 本庁税務課、各支所
必要な物 / マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるもの(もしくは納税通知書など)
☎本庁税務課土地G(☎2241)・家屋G(☎2252)または各支所

軽自動車税の免除申請

障害などにより軽自動車税の免除対象となる方は、5月31日(月)までに申請してください。
※すでに免除を受けている方で、同じ軽自動車を使用し、障害

等級などに変更のない方は、申請の必要はありません。
※対象者1人に対し、1台のみ(普通自動車を含む)免除
対象 / 身体障害者手帳・療育手帳(A1・A2)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方
※障害区分(級)、車の名義などによっては、免除の対象にならない場合があります。
※免除の条件を満たさなくなった場合は、速やかに問い合わせください。
申請に必要な物
▼令和3年度軽自動車税納税通知書
▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
▼運転免許証
▼印鑑(スタンプ印を除く)
▼車検証
▼生計同一証明書(身体障害のある方など生計同一の方が、身体障害のある方などの通院・通学などを目的として軽自動車を使用する場合に必要)
※同証明書は、本庁障害・社会福祉課で発行します。ただし、戦傷病者手帳をお持ちの方は、県社会福祉課で発行します。
☎本庁税務課税制G(☎2221)・2222、各支所